

スマイルケア食普及推進ロゴマーク及びテーマソング利用許諾要領

26食産第4087号-1
平成27年2月23日制定
27食産第778号
平成27年5月25日改正
28食産第4683号
平成29年2月14日改正
4新食第3024号
令和5年3月24日改正

第1 趣旨

超高齢社会が今後進展していく中で、農林水産省では、平成25年2月から介護食品の今後のあり方について検討してきました。

この中で、これまで「介護食品」と呼ばれてきたものの範囲を、噛むこと・飲み込むことが難しい人の食品だけでなく、その前段階の方への働きかけも重要であるため、こうした機能に問題はないものの、健康な体を維持し活動するために栄養補給を必要とする人向けの食品を含む広い領域として捉え直し、「新しい介護食品（スマイルケア食）」として整理しました。

この要領は、農林水産省が商標権を取得したスマイルケア食普及推進ロゴマーク（以下「マーク」という。）及びテーマソングの利用許諾に関し、必要な事項を定めるものです。

第2 マーク及びテーマソングの目的

- 1 マーク及びテーマソングは、事業者及び消費者に対して、スマイルケア食の認知度の向上及び普及を推進するという意思を表明するためのものとします。
- 2 マークは、スマイルケア食全体を普及する目的での使用するものであり、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

第3 利用に当たっての注意点

- 1 マークについて
 - (1) マークのデザイン及び色は、別図の基本形のとおりとし、これを改変して使用することはできません。
 - (2) マークの本体に重ならない範囲で上下左右にキャッチフレーズ等の文字を書き込んで使用することができます。ただし、併記する文字は、事前に農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長（以下「食品製造課長」という。）の許諾を得たものに限りします。
- 2 テーマソングについて
テーマソングを改変することはできません。

第4 利用許諾の申請及び許諾

- 1 マーク又はテーマソングの利用を希望する者（テーマソングにあっては、私的使用その他法律によって明示的に認められる範囲内において使用する場合を除く。）は、この要領をよく読んだ上で、農林水産省ホームページに掲載されたフォームに必要事項を記入し、食品製造課長に利用許諾の申請をしてください。
- 2 食品製造課長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請についてのみマーク及びテーマソングの利用を許諾し、メールでその旨を通知します。マークについては、画像データ（ファイル形式：ai 形式及び png 形式）及び別添様式1のスマイルケア食普及推進ロゴマーク利用許諾証（ファイル形式：PDF 形式）を送付します。テーマソングについては、音声データ（CD）（1 申請ごとに1 枚）及び別添様式2のスマイルケア食普及推進テーマソング利用許諾証を郵送します。
- 3 食品製造課長は、マーク又はテーマソングの利用に当たって必要に応じて条件を付すことができるものとし、また、マーク及びテーマソングの利用の許諾を受けた者（以下「利用者」という。）がその条件に違反した場合には、第8の各号に掲げる措置を講ずることができるものとします。
- 4 政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からのマーク及びテーマソングの利用許諾の申請は、受け付けません。

第5 マーク及びテーマソングの利用条件

- 1 利用者は、スマイルケア食普及推進に資する活動に係る情報発信を目的として、ポスター、リーフレット、店頭のPOP、ウェブページ、書籍等にマークを表示したり、店頭のBGM、イベント、ウェブページ等でテーマソングを流したりすることができます（個別の商品の販売促進を目的とした利用を除く。）。
- 2 マークは、個別の商品のパッケージ、宣伝ポスター等に利用することはできません。
ただし、「スマイルケア食識別マーク利用許諾要領」（平成28年11月制定）に基づき、「青」マーク、「黄」マーク又は「赤」マークの利用許諾を受けた商品の紹介等に利用する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者は、名刺にマークを印刷することができます。
- 4 利用者は、スマイルケア食普及推進以外の目的でマーク及びテーマソングを使用することはできません。

第6 マーク及びテーマソングの利用料

マーク及びテーマソングの利用料は、無料とします。

第7 利用者の遵守事項

- 1 利用者は、関係法令及びこの要領を遵守するとともに、マークにあってはその機能を損ない、又はマークに係る商標権の喪失を招くことのないように努めるものとします。
- 2 利用者は、第三者が権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見したと

きは、直ちに食品製造課長に連絡するものとします。

- 3 利用者は、マークを付した媒体、テーマソングを利用した取組に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応を食品製造課長と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとします。
- 4 利用者は、マークを付した商品や取組、テーマソングを利用した取組により第三者に損害を与えたときは、当該損害についての全責任を負うものとします。
- 5 利用者は、食品製造課長から要請があるときは、マーク及びテーマソングの使用実態の報告を行うものとします。

第8 マーク及びテーマソングの適正利用

食品製造課長は、利用者がこの要領を遵守せず不正に利用したときは、次の必要な措置を講ずるものとします。

- 1 警告
- 2 利用許諾の取消し
- 3 企業名等の公表
- 4 訴訟

第9 マーク及びテーマソングの利用期限

マーク及びテーマソングの利用期限は設けません。ただし、食品製造課長は、スマイルケア食普及推進活動が終了するときその他特に必要と認めるときは、利用者に対し、期限を定めて、マーク及びテーマソングの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

【別図】

(基本形)

①



②



③



④



【様式 1】

スマイルケア食普及推進ロゴマーク利用許諾証

令和 年 月 日

（申請者〔利用予定者〕） 殿

農林水産省大臣官房
新事業・食品産業部食品製造課長

令和 年 月 日付けのスマイルケア食普及推進ロゴマーク利用許諾申請について、
本通知により許諾することとし、その内容は申請書の記載のとおりとします。

【様式2】

スマイルケア食普及推進テーマソング利用許諾証

令和 年 月 日

（申請者〔利用予定者〕） 殿

農林水産省大臣官房
新事業・食品産業部食品製造課長

令和 年 月 日付けのスマイルケア食普及推進テーマソング利用許諾申請について、本通知により許諾することとし、その内容は申請書の記載のとおりとします。